

流 企 第 9 8 号

令和5年6月2日

流山市男女共同参画審議会

会長 北川 慶子 様

流山市長 井崎 義治



パートナーシップ制度について（諮問）

本市では、令和2年3月に「流山市第4次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進を図っているところです。

また、同月に策定した「流山市総合計画」において、基本政策の1つとして「誰もが自分らしく暮らせるまち」を掲げ、すべての市民が国籍や性別などにかかわらず、互いの人権を尊重し合える社会をつくることを施策の目的としています。

さらに、令和5年4月1日には、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちを目指し、流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例を施行したところです。

そこで、本市では、同条例第6条第5項に規定する「多様な生き方を選択できる環境づくり」の1つとして、性的マイノリティの方等の生きづらさを解消する1つの施策として、パートナーの家族を含めたパートナーシップ制度の導入を検討しています。

つきましては、当該制度の導入に当たり、市の基本的考え方をまとめましたので、貴審議会の意見を求めたく諮問します。